

「米沢市地域旅客運送サービス継続事業」実施事業者公募型プロポーザル実施要領

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、米沢市地域旅客運送サービス継続事業を実施する事業者を募集するにあたり、公募型プロポーザル実施要領を定める。

1 事業の名称

米沢市地域旅客運送サービス継続事業

※対象地域：上郷地区（現行路線：山交バス上郷線）

2 事業の概要

(1) 事業目的

山交バス株式会社が運行する路線バス上郷線の運行継続困難という話を受け、住民の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する「地域旅客運送サービス継続事業」を実施するもの。

(2) 事業内容

別紙「米沢市地域旅客運送サービス継続実施方針」（以下「実施方針」という。）のとおり

(3) 事業期間

令和7年1月4日から令和9年3月31日まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザルによる随意契約とする。

3 応募資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 米沢市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(3) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(7) 米沢市内における直近5年間における一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績があること。

(8) 複数の企業等で組織する団体での応募も可能とするが、その場合は団体に所属する全ての企業等が(1)～(7)に該当すること。

4 市が行う支援の内容

市の支援は、運行にかかる経費を負担する。

【参考価格】

1回あたりの運行経費 (タクシー車両を想定)	セダンタイプ：3,900円(税込) ワゴンタイプ：5,200円(税込) ※この金額から運賃を差し引いた額とする。
その他経費	その他運行にかかる諸経費については、実施事業者と協議して決定する。

5 スケジュール

- (1) 公募期間：令和6年11月12日(火)～令和6年11月25日(月)
- (2) 質問期間：令和6年11月12日(火)～令和6年11月18日(月)
- (3) 質問回答：令和6年11月19日(火)市ホームページで公開
- (4) 審査会：令和6年11月25日(月)予定
- (5) 審査結果通知：令和6年11月25日(月)予定

6 応募書類

- (1) 米沢市地域旅客運送サービス継続事業応募申請書(様式第1号)
 - (2) 企画提案書(様式第2号)
 - (3) 団体調書(様式第3号)
 - (4) 誓約書(様式第4号)
 - (5) 宣誓書(様式第5号)
 - (6) 国税及び地方税の納税証明書
 - (7) 道路運送法第4条(一般乗合旅客自動車運送事業)の許可書の写し
 - (8) 一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績(様式第6号)
 - (9) 運行経費に関する調書(運行1回あたりの経費)(様式第7号)
- ※1 (2)のみ5部提出することとし、その他の書類は1部提出すること。
- ※2 複数の企業等で組織する団体で応募する場合は、(6)(7)を所属する全ての企業等分提出すること。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和6年11月18日(月)まで
- (2) 提出方法
質問書(様式第8号)にて、事務局へ電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法
令和6年11月19日(火)までに、本市ホームページに掲載する。

8 審査方法

(1) 審査委員会の設置

米沢市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査内容

書類審査のみとし、(3) の評価基準に基づき審査委員会で審査を行う。

(3) 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	実施方針	実施方針に基づいた提案となっているか ※運行経費が増大するような提案になっていないか	30
2	安全性	・路線上の危険要素の把握など、安全運行に向けた情報共有を行っているか。 ・運転手に対して、事故防止及びマナー教育などを行っているか。	35
3	効率性	効率性の高い提案となっているか	30
4	運行経費	1回あたりの運行経費が適正な経費となっているか 評価点 = $(1 - \text{応募者が提出してきた運行経費} \div \text{参考価格}) \times 25$ ※小数点以下切捨 ※応募者の提出してきた運行経費が参考価格の80%未満の場合の評価点は5点とする。	5
合計			100

審査の評価は、5段階評価とする。

特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
30点	24点	18点	12点	6点
35点	28点	21点	14点	7点

(4) その他

審査は非公開とし、選定結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

9 実施事業候補者の選定

合計評価点が総評価点（満点）の6割以上の応募者を実施事業候補者として選定し、合計評価点が高い順に順位を決定する。合計評価点が高同点の場合は、審査委員会の合議により順位を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果（選定結果）は、応募者に対し書面及び電子メールにて通知し、審査結果については、順位1位の事業実施候補者の名称（2位以下は記号表記）、合計評価点を本市ホームページで公表する。なお、これ以外の審査内容の問い合わせは受け付けない。

11 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 応募者が本実施要領「3 応募資格要件」に記載している要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 応募者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- (4) その他審査委員会が失格と認めた場合

12 協定の締結

審査結果に基づき選定した順位1位の実施事業候補者と、提案に沿って協定内容の協議、調整を行った上で、協定を締結することとし、順位1位の実施事業候補者が辞退した場合、又は協議が整わなかった場合は審査により順位づけられた上位の者から順に協議等を行った上で、協定を締結するものとする。

また、応募者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を実施事業候補者として選定し、協定を締結する。

なお、市の予算は議会の議決が必要なことから、市の会計年度ごとに協定を締結するものとする。

13 事務局

米沢市企画調整部地域振興課地域交通担当

〒992-8501 山形県米沢市金池 5-2-25

TEL：0238-22-5111（内線 2801、2802）

FAX：0238-22-0498

E-mail：chiko-t@city.yonezawa.yamagata.jp